

れし事の始なりけり。

〔古事記傳二十三〕抑畿外を都て七道と分ち、又其名どもを定められたるも、何れの御世と云こと詳ならず、按に孝德天智ばかりの御世にもやありけむ。孝德紀二年に畿内の疆を定められしことは見えたれども、其處にも七道のさだは見えずして、同年の文に東方八道とあるは、なほ上代の稱格なれば、是時、いまだ都てを分て七道とせる制りは無かりしこと知られたり、然るに彼紀の此御卷にしも、東海北陸などあるは、後に出來たる名を以て、記されたる物にして、當昔の名には非す、此記に東方十二道、高志道などあるぞ。古の稱にはありける。又景行紀に東山道とあるも同じことなり、凡て孝德紀より前にかゝる名どもの見えたるは、後のを以て記されたるものぞ、成務紀に山陽山陰とあるは、何地にまれ、山南山北と云ことにして、山陽道、山陰道を云るには非ず、さて七道と云ことは、文武紀に始めて見えたり。

〔令義解七式〕凡朝集使、東海道坂東謂駿河與相模界坂也、東山道山東謂信濃與上野界山也、北陸道神濟以北謂越後中興河、

中略○皆乘驛馬

〔日本書紀二十九天武〕十四年九月戊午、直廣肆都努朝臣牛飼爲東海使者、直廣肆石川朝臣虫名爲東山使者、直廣肆佐味朝臣少麻呂爲山陽使者、直廣肆巨勢朝臣栗持爲山陰使者、直廣參路真人跡見爲南海使者、直廣肆佐伯宿禰廣足爲筑紫使者。

〔扶桑略記五天武〕十五年八月、七道諸國遣巡察使、

〔續日本紀三文武〕大寶三年正月甲子、遣正六位下藤原朝臣房前于東海道、從六位上多治比真人三宅麻呂于東山道、從七位上高向朝臣大足于北陸道、從七位下波多真人余射于山陰道、正八位上穗積朝臣老于山陽道、從七位上小野朝臣馬養于南海道、正七位上大伴宿禰大沼田于西海道。○下

〔釋日本紀十七〕東海カメツ

秘訓

東海道

東海道